

# 水戸市生垣設置奨励補助金交付要項

## <本文>

## <解説>

(趣旨)

### 第1条

この要項は、緑豊かで安全な生活環境を確保するため、生垣を設置するものに対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、水戸市補助金交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

■「緑化」と「防犯・防災」が趣旨です。

(補助の対象)

### 第2条

補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合には、この限りではない。

(1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの

(国又は公共団体の設置するものを除く)

■既に生垣が設置されている場所に設置し直す場合は補助金の対象外となります。つまり、「まちの中に緑を増やす」ということに対してお金を出すわけです。

(2) 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの

(道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限り)

■ここで「公共用道路」に該当するのは、下記のものです。

- ①国道・県道・市道・農道（建築確認時、4m以上の幅員を確保する必要がある道路に限る）
- ②原則として行き止まりでない建築基準法の指定を受けた私道（生垣が面している部分が建築基準法の指定を受けていれば良く、私道全体が建築基準法の指定を受けている必要は無い。）
- ③私道用地の寄附受け入れに関する要項に準じた私道
- ④笠原町地内の渡里用水路上で、道路として公共の通行に供している区間（別紙位置図参照）

(3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの

■植えた時点で相互に葉が触れないほど樹木が小さい場合は、樹木の間隔を40cm未満にして下さい。

■「生垣の外観」とは、緑が帯状になっているものを指します。

(4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね 60 センチメートル以下であるもの

(5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものではないもの

(6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものではないもの

(補助金の額)

第 3 条

補助金の額は、次の各号に掲げるところにより算出する。

(1) 生垣を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費の 2 分の 1 とし、その限度額は 150,000 円とする。

ただし、1 メートル当たりの補助金の額は、5,000 円を限度とする。

(2) 生垣を設置するために、ブロック塀等を撤去する場合の補助金の額は、撤去に要する経費の 2 分の 1 とし、その限度額は 90,000 円とする。

ただし、1 メートル当たりの補助金の額は、3,000 円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第 4 条

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置奨励補助金交付申請書（様式第 1 号）に生垣設置計画図面、工事金額見積書を添えて市長に提出しなければならない。

■工事は 1 度に行ってください。同一敷地内で別々に申請されても受付けることはできません。

■必ず住宅用地の所有者本人、もしくは家族が申請を行ってください。

■基本的に延長が長い生垣ほど補助金は多く出ます。

■「ブロック塀等」とはいわゆる「塀」のことです。それ以外のものの撤去費用は補助対象外です。

■申請時の書類についての項目です。

- ・ 生垣設置奨励補助金交付申請書  
生垣設置奨励補助金交付申請変更届  
→公園緑地課で配布
- ・ 生垣設置計画図面  
→申請者が作成
- ・ 工事金額見積書

(交付の決定)

第5条

市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、生垣設置奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(設置完了の報告)

第6条

申請者は、生垣の設置が完了した場合は、生垣設置完了報告書（様式第3号）に領収書の写し、工事金額内訳書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請の内容に変更が生じたときは、生垣設置奨励補助金交付申請変更届（様式第4号）をあわせて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条

市長は、前条の規定により報告が合った場合は、その内容を調査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、生垣設置奨励補助金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条

前条の通知を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をするものとする。

→業者が工事を行う場合はその業者に作成してもらって下さい。

申請者自身が工事を行う場合は、申請者が作成して下さい。

■生垣を設置する場所が申請内容のとおりであるかどうかを公園緑地課で現地確認・記録します。生垣設置工事は、こちらの調査が終了後に行うようにして下さい。自主工事者は材料等の購入も行わないで下さい。もし、調査前に工事を開始してしまうと、申請が無効になります。

■生垣設置奨励補助金交付決定通知書は、あくまで申請箇所が補助金の対象になったことを通知するもので、金額が決定されるわけではありませんのでご注意ください。（金額はあくまで工事の実績に対して算出されます。）

■工事後に申請内容と工事が異なることがわかった場合は、申請変更書を送付しますので、すぐ公園緑地課までご連絡下さい。

■生垣が申請通り設置されたかどうかを公園緑地課で現地調査・記録した後、確定通知書の方をお送りします。

■確定通知書が届いた後、請求書（公園緑地課で配布した用紙）を提出していただいて手続き終了です。

(所有者等の義務)

第 9 条

補助金の交付を受けたものは、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から 5 年以上は生垣として活用しなければならない。

■設置後すぐ生垣を枯れさせてしまうことのないよう、生垣は大事に手入れしてあげて下さい。

(補助金の返還)

第 10 条

市長は、補助金の交付を受けた者が、この要項に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

■補助金交付後に違反が発覚した場合に適用されます。

(補則)

第 11 条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

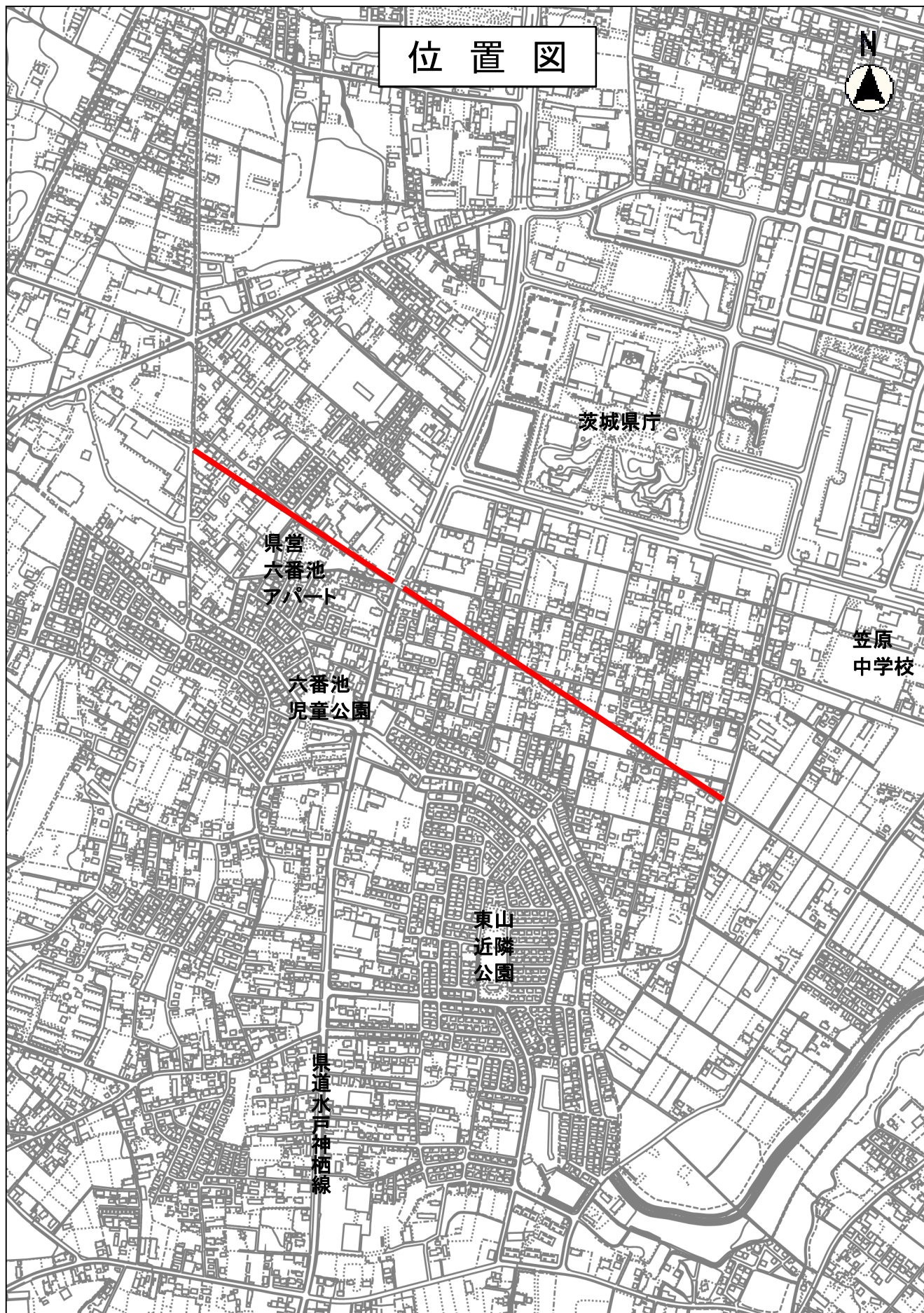
この要項は、公布の日から施行する。

付則（平成 7 年 3 月 31 日告示第 40 号）

この要項は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 7 年 12 月 7 日告示第 105 号）

この要項は、公布の日から施行する。



位置図



茨城県庁

県営  
六番池  
アパート

六番池  
児童公園

笠原  
中学校

東山  
近隣  
公園

県道水戸  
神栖線

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200